

## 次世代育成支援行動計画

この行動計画は、次世代育成支援対策推進法および男女共同参画社会基本法の趣旨にもとづき、教職員が仕事と子育てを両立させることができ、教職員全員が働きやすい環境を作ることによって、教職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成26年4月1日 ～ 平成29年3月31日までの3年間
2. 内 容

目標：産前産後休暇や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除、育児短時間勤務など制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- 平成26年4月1日～ 制度に関する諸規程を教職員に提供
- 平成26年4月1日～ 制度に関する窓口相談業務を行う